搬入業者登録申請書

(元号) 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者 様

事業者住所事業所名代表者名電話番号

岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、 搬入業者登録を申請いたします。

条例第2条第2項に基づく搬入業者登録証

(元号) 年 月 日

事業者住 所事業所名代表者名

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者

- 1. 適用期間は(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日とする。
- 2. 搬入にあたっては、岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則を遵守すること。
- 3. 搬入車両は、岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第3号による届出の廃棄物収集車に限る。
- 4. 搬入時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時までとする。

無価物に係る廃棄物処分手数料減額申請書

(元号) 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者 様

事業者住所事業所名代表者名電話番号

家庭廃品等の資源再生利用に係る無価物を岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入するに あたり、廃棄物処分手数料の減額を受けたいので申請します。

無価物処分手数料減額許可証		
事業者	住 所	
	事業所名	
	代表者名	
搬入車両番号		
発 行 日		(元号) 年 月 日
許可期間		発行日から(元号) 年 月 日まで
岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者		

≪注意事項≫

- 1. 岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則を遵守すること。
- 2. 搬入にあたっては、本許可証を携帯すること。
- 3. 本許可証を第三者に貸与又は譲渡してはならない。
- 4. 搬入車両は、本許可証に記載の車両に限る。
- 5. 車両を変更する場合は、すみやかに管理者に届け出ること。
- 6. 搬入時間は、月曜日から金曜日の午後1時から午後5時までとする。